

マーリース研究会成果報告

佐藤 主光(もとひろ)
一橋大学政策大学院・経済学研究科

研究会の狙い

レビューの位置づけ

- ◆ 「ミード」報告(1978)の後継
- ◆ 80年代以降の新しい経済環境に対応した税制の構築
- ◆ 経済学の学術研究(理論と実証＝エビデンス)に基づいた現状分析と提言：
実態把握(実証)⇒分析・評価(理論)⇒提言
- ◆ 包括的税制改革案：課税ベースから個別税目(所得税、法人税、VAT、環境税、税務)まで

学者による提言

- ◆ マイリースレビューは一つの報告書ではなく、税制に関する論文を集約したもの
- ◆ 各論文は、現状の理論、実証分析の上、改革案を提言
- ◆ 研究者間で意見の一致をみない箇所(特に法人税関連)もある。
- ◆ 徹底的に経済学的の観点から望ましい税制を議論(政治的配慮を優先しない!)⇒「最適課税論」≠「税制改革理論」

マイリス・レビューのスタンス

- ◆ 英国を「開放小国経済」と位置づけ
- ◆ ただし、法人税を含む資本所得課税の廃止は求めない
- ◆ ①課税ベースと②課税原則に焦点
 - －課税ベース＝「超過利潤」への課税など⇒キャッシュ・フロー課税と「税等価」
 - －課税原則＝居住地主義の再検討
- ◆ 実効「限界」税率のみではなく、「平均」税率に着目
- ◆ 個人所得税と法人税の統合(例:配当税額控除、インピュテーション方式)による配当への二重課税の是正は重視しない

研究会の問題意識

- ◆ マーリース・レビューの知見(理論)を参考に、我が国の税制(特に法人課税)の在り方について検討
- ◆ 新しい経済環境(グローバル化)に対応した税制の再構築が必要
- ◆ 真の成長戦略＝成長(投資)への「誘因づけ」が不可欠
- ◆ 税制改革へのメッセージ

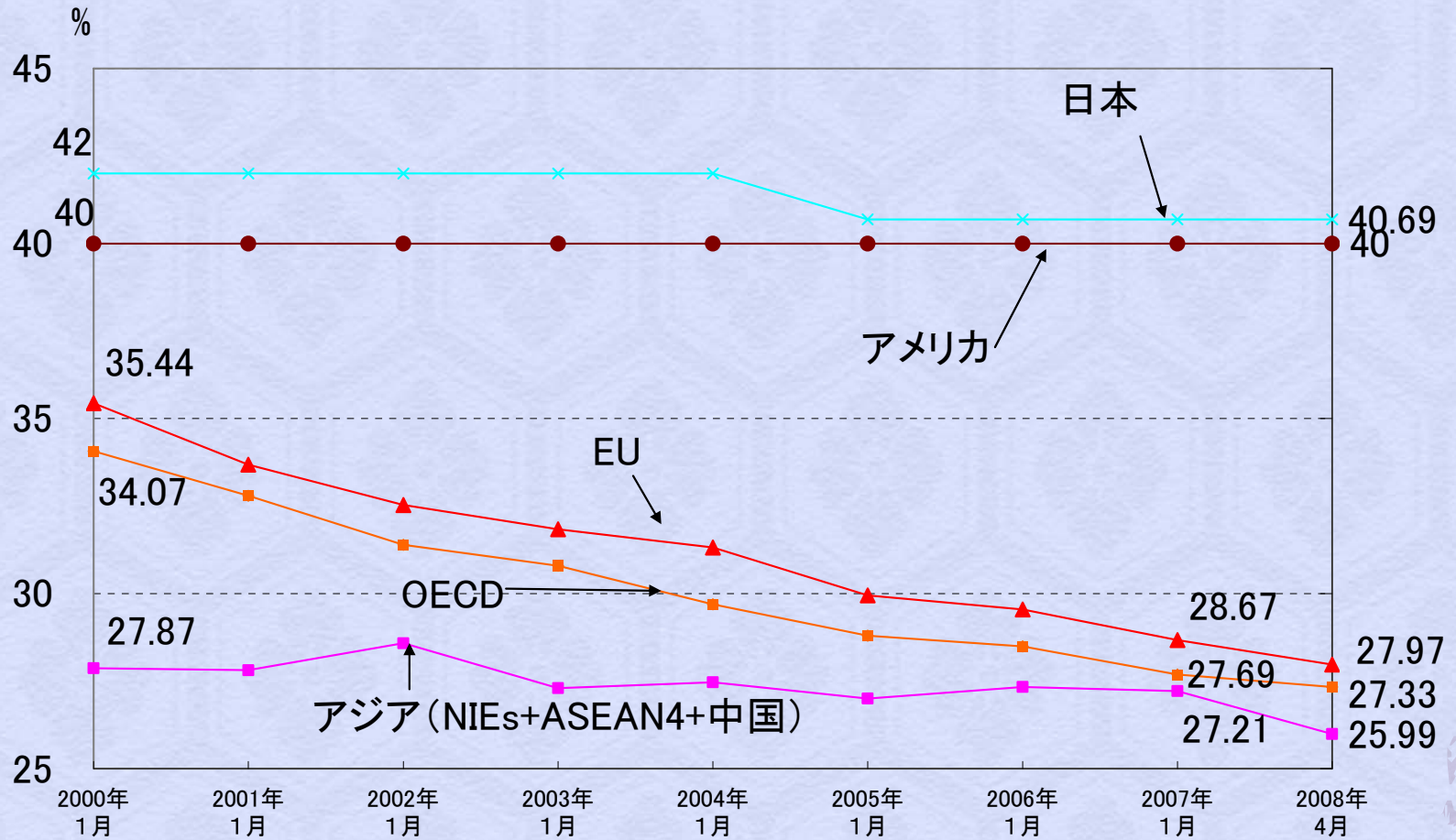
法人企業課税 ⇒ 個人課税
所得課税 ⇒ 消費課税(税等価)

問題提起：経済のグローバル化と我が国の法人課税の現状

現状認識

- ◆ 経済のグローバル化(=ヒト・モノ・カネの国境を越えた自由移動)に伴う「国際的租税競争:」の激化
 - 国際的租税競争 = 法人税の切り下げ競争
- ◆ 法人税の負担は究極的には労働者・消費者等一般の個人に転嫁
 - ⇒ グローバル化でより顕著に
- ◆ 法人税のパラドックス = 法人税率の引き下げても法人税収(対GDP比)が減少するとは限らない

第1章図表1



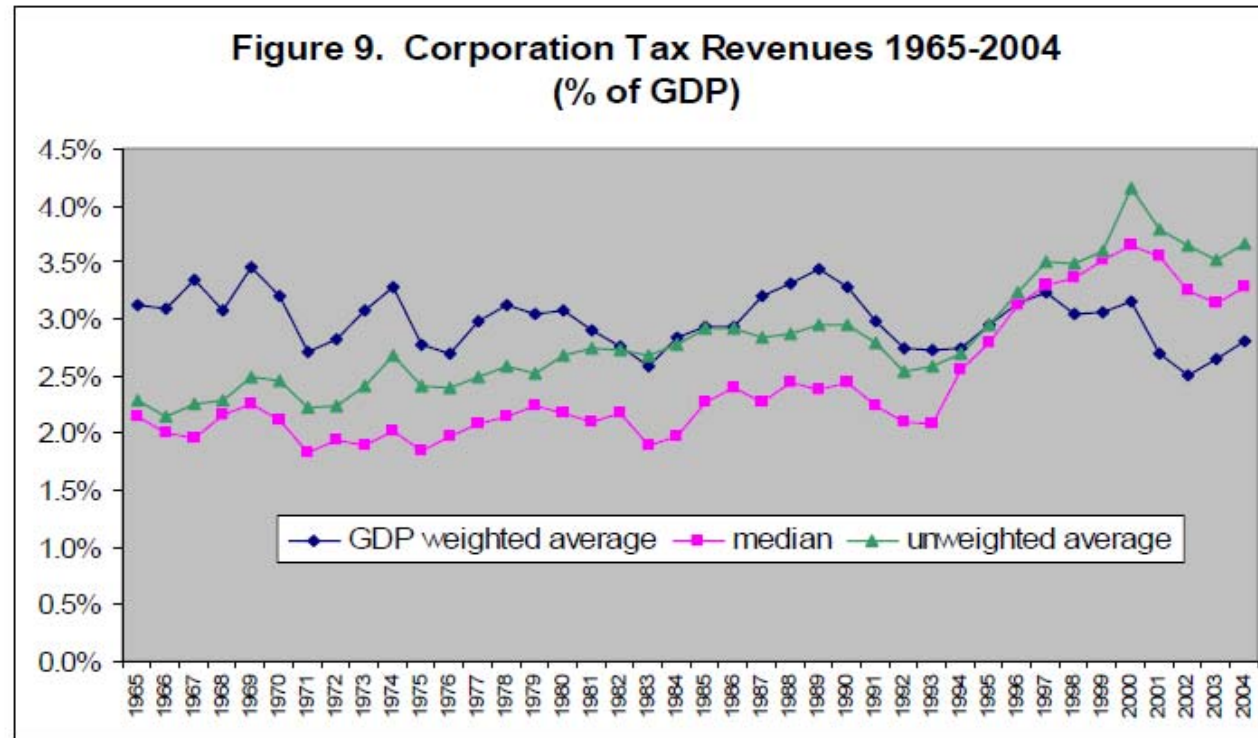
近年の海外の税制改革：

- ◆ 特徴＝法人税率の引き下げ＋課税ベースの拡大
⇒「税金」の確保(減収額の抑制)
- ◆ ドイツ(2007年1月)：
 - －法人税率の引き下げ(25% → 15%)：法人実効税率の引き下げ(39%→30%)
 - －支払利子費用の損金算入の制限(租税回避への対処)
 - －付加価値税の引き上げ(16% →19%)
- ◆ オランダ(2007年)：
 - －法人税率の引き下げ(29.5% → 25.5%)
 - －欠損金の繰越・繰戻し期間の制限
 - －人的控除(従来所得控除)の税額控除への変更(ただし、還付付給付ではない)

法人税の帰着

法人税の経済効果		法人税負担の帰着先
製品価格の引き上げ		消費者・仕入れ企業
賃金の低下・雇用の縮小		労働者
配当(投資収益) の低下	短期	株主
	長期	海外への投資資金の流出・生産 拠点の移動 ⇒雇用の縮小 ⇒労働者に帰着

法人税のパラドックス

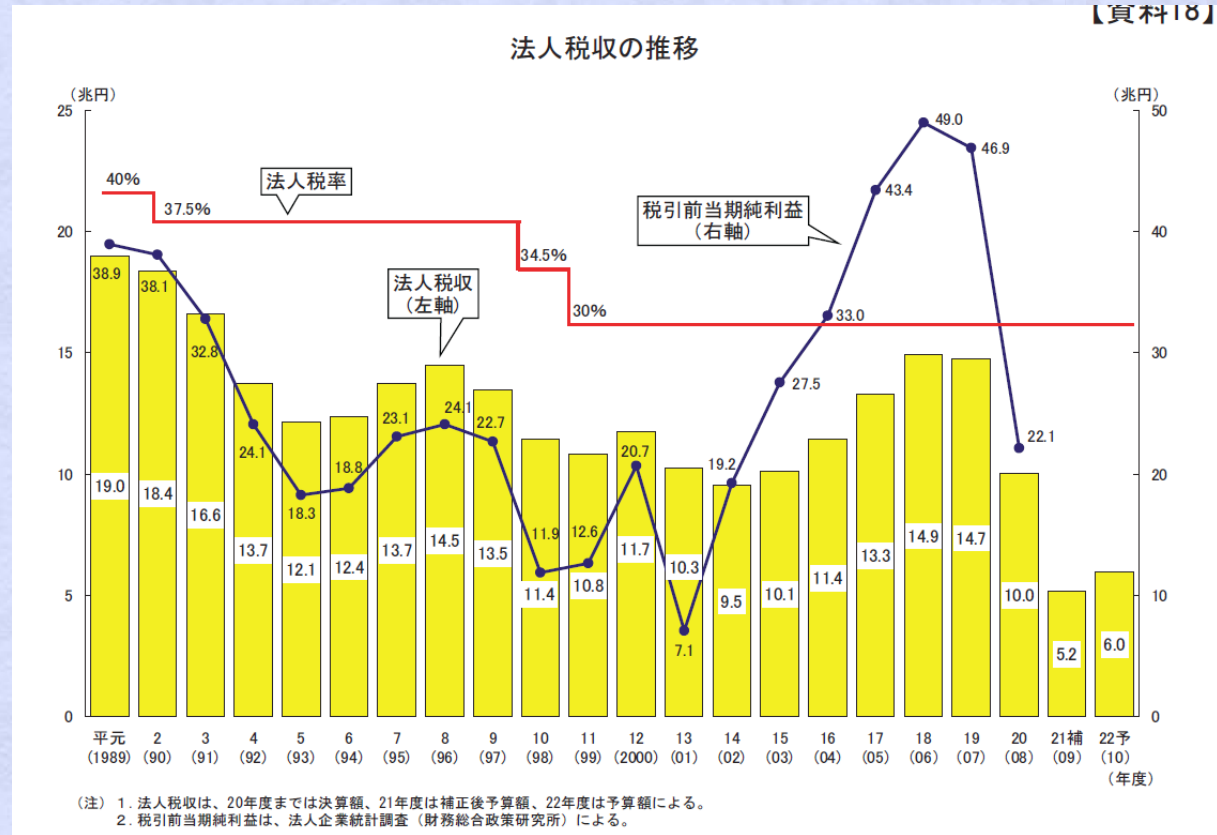


Notes: Average weighted by GDP in US\$. Portugal has been excluded from the average in every year due to missing data in some years. All taxes levied on profits and capital gains of corporations are included. Source: OECD.

出所: Devereux, M. and P.B. Sorensen (2006)

税収のパラドックス：我が国の場合

- ◆ 我が国においても法人税率と法人税収に顕著な対応関係が見いだせてきたわけではない。
- ◆ 法人税収はもっぱら景気・経済の動向に依存
- ◆ 法人税収を確保するには堅実な経済の成長が不可欠



出所：21世紀政策研究所シンポジウム提出資料（峰崎財務副大臣）

参考：租税競争

- ◆ 「悪い競争」としての国際的租税競争＝「近隣窮乏化政策」？
- ◆ 本来、法人税の税率を国際的に協調できることが望ましい
- ◆ 国際的協調の実効性？
 - ⇒ 各国は表面税率以外の政策手段（政策税制等）でもって海外から企業・投資を誘致
 - ⇒ 「協調の失敗」
- ◆ 協調を期待するのではなく、現況の競争に対応できる税制の構築が急務

法人課税の新しい「理論」

所得課税から消費課税へ

- ◆ 消費課税・もしくはその税等価を実現
- ◆ 選択肢
 - － 支出税
 - － 賃金所得課税＋キャッシュフロー課税
 - － ACE等キャッシュフロー課税と税等価

賃金 (W) + 資本所得 (R) = 所得 (Y) = 消費 (C) + 投資 I

$$\Rightarrow C = Y - S = W + (R - I)$$

所得課税から消費課税へ(その2)

図表 1：所得課税対消費課税

	所得課税	消費課税
公平感	年間所得	生涯所得
貯蓄への二重課税	あり	なし
生産効率性命題	満たさない(法人税)	原則満たす

「ミード報告」以降の経済の変化

- ◆ 経済のグローバル化
 - = 企業・投資の国境を越えた移動
 - = 多国籍企業の展開
 - = 外国人投資家の増加(国内企業所有者の国際化)⇒ 国際的租税競争
- ◆ 金融技術の発展 = 株式と債券の間の性格を持つ新たな金融商品の開発
- ◆ 多様な事業形態(例: LLCなど)の発展 ⇒ 法人与非法人の境界が曖昧

問題提起

- ◆ どの税率を重視するか？
 - 法定税率
 - 実効「限界」税率
 - 実効「平均」税率
- ◆ 何を課税ベースとするか？
 - 正常利潤＋超過利潤
 - 超過利潤
- ◆ どこで課税を行うか？
 - 居住地
 - 源泉地
 - 仕向地(最終消費地)

問題提起(その2):

- ◆ 法人課税の誘因効果の多様性

- 投資水準
- 財源調達(新株発行、借入、内部留保)
- 立地
- 企業形態(法人・非法人)
- 起業・退出
- タックス・プランニング

⇒いずれの誘因効果を重視するか？

- ◆ 税率のみならず課税ベース・課税地の選択が影響

企業の資金調達

- ◆ 設備投資の資金源
 - －新株発行
 - －借入(社債発行)
 - －内部留保(内部資金)
- ◆ 法人税・所得税上の扱いが異なる⇒資本コストの違い

	新株発行	借入	内部留保
投資家の 収益	配当	利子	キャピタルゲイン(+) 配当(-)
法人段階	課税	非課税	課税
個人段階	配当所得税	利子所得税	キャピタルゲイン課税

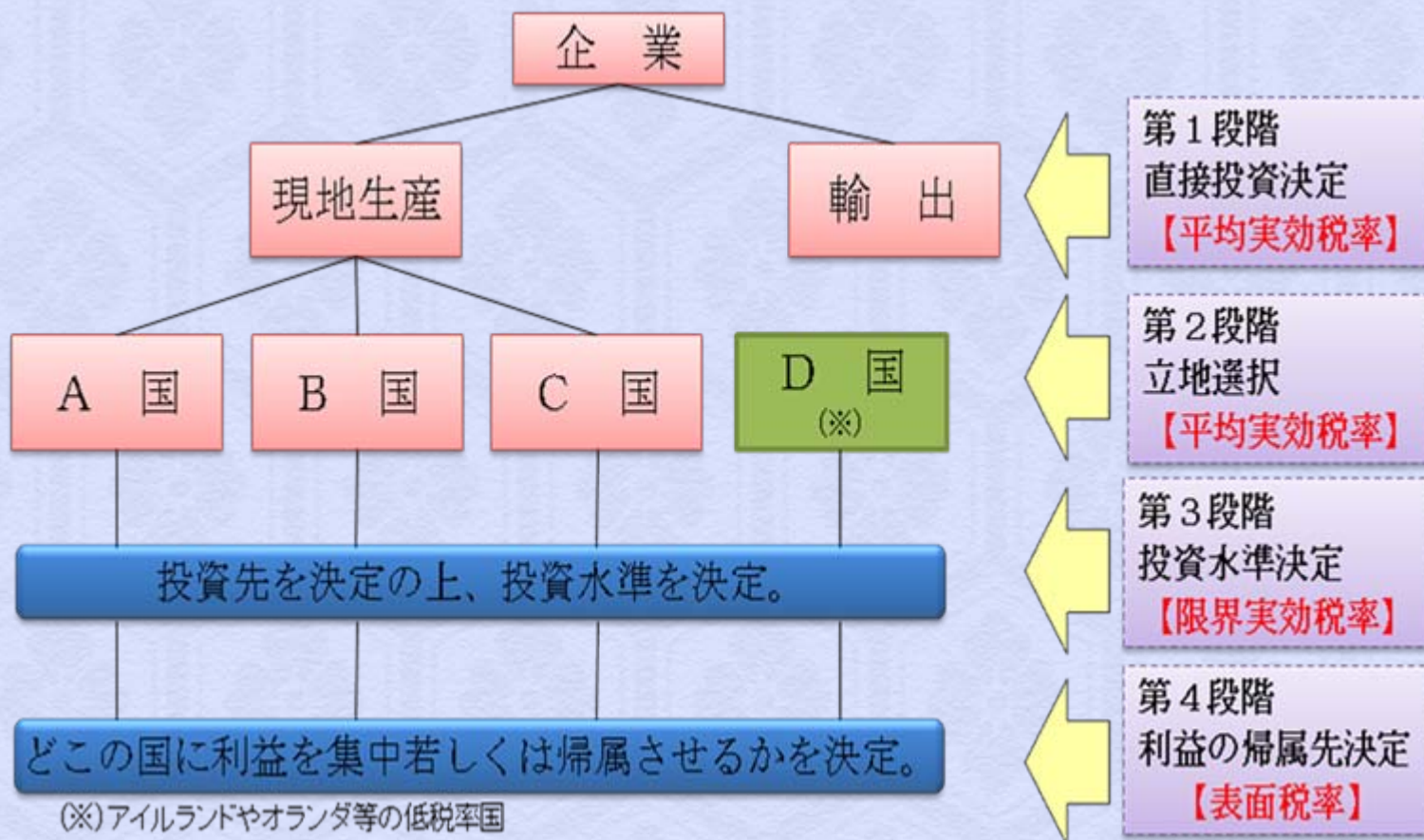
法人税率と企業の誘因

- ◆ 法人税負担の引き下げ⇒どの「負担」？
- ◆ 法人「所得」課税の税負担を決めているのは「法定税率」だけではない
 - － 法定(表面)税率
 - － 税務(会計)上の減価償却(≠経済的減価償却)
 - － 配当・利子払いの課税上の扱い
 - － 投資税額控除(租税特別措置)

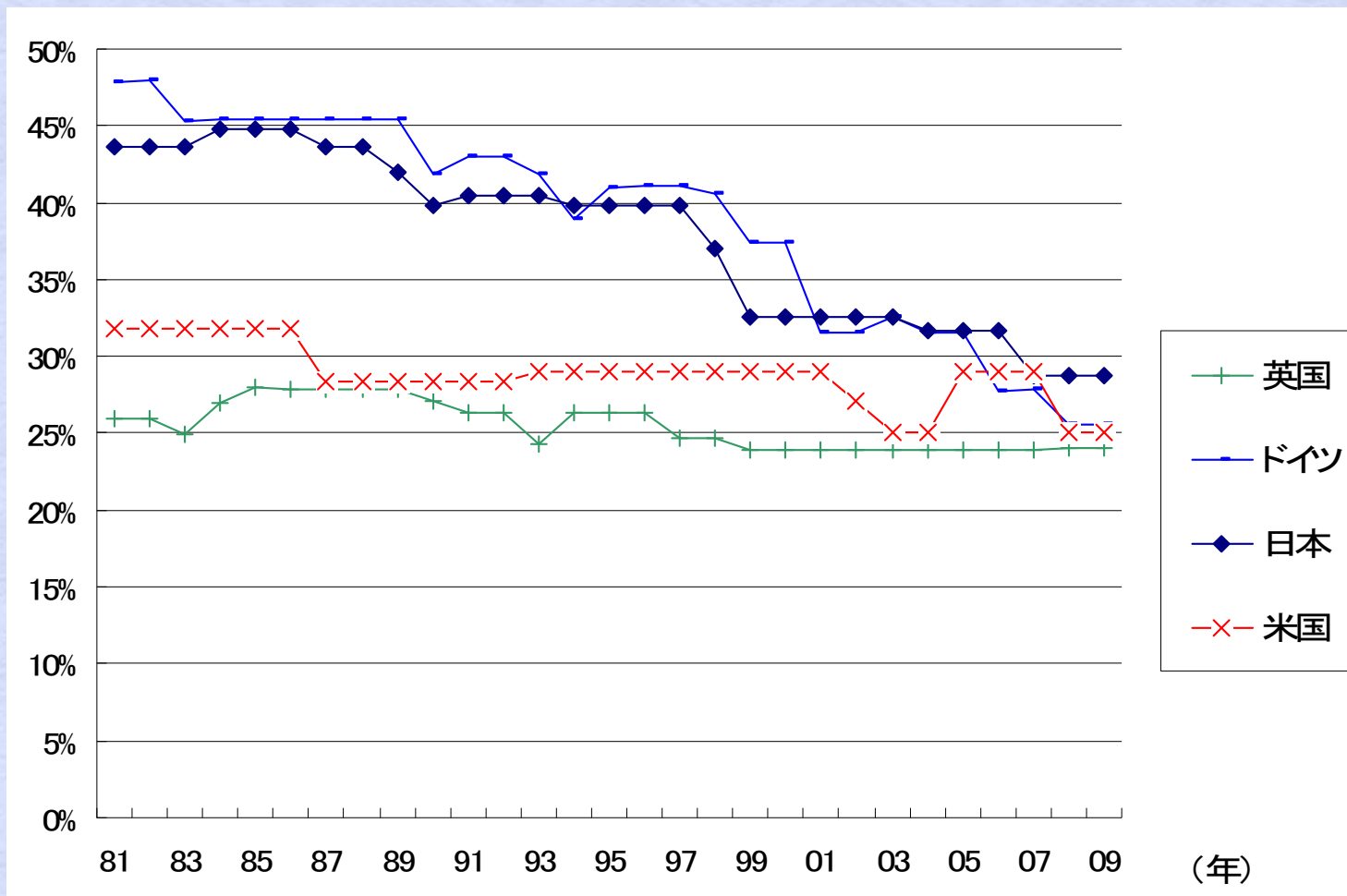
⇒「実効」税率を決定

- ◆ 実効税率＝企業の誘因に影響

図表1 多国籍企業の意思決定とそれに影響を及ぼす法人税率

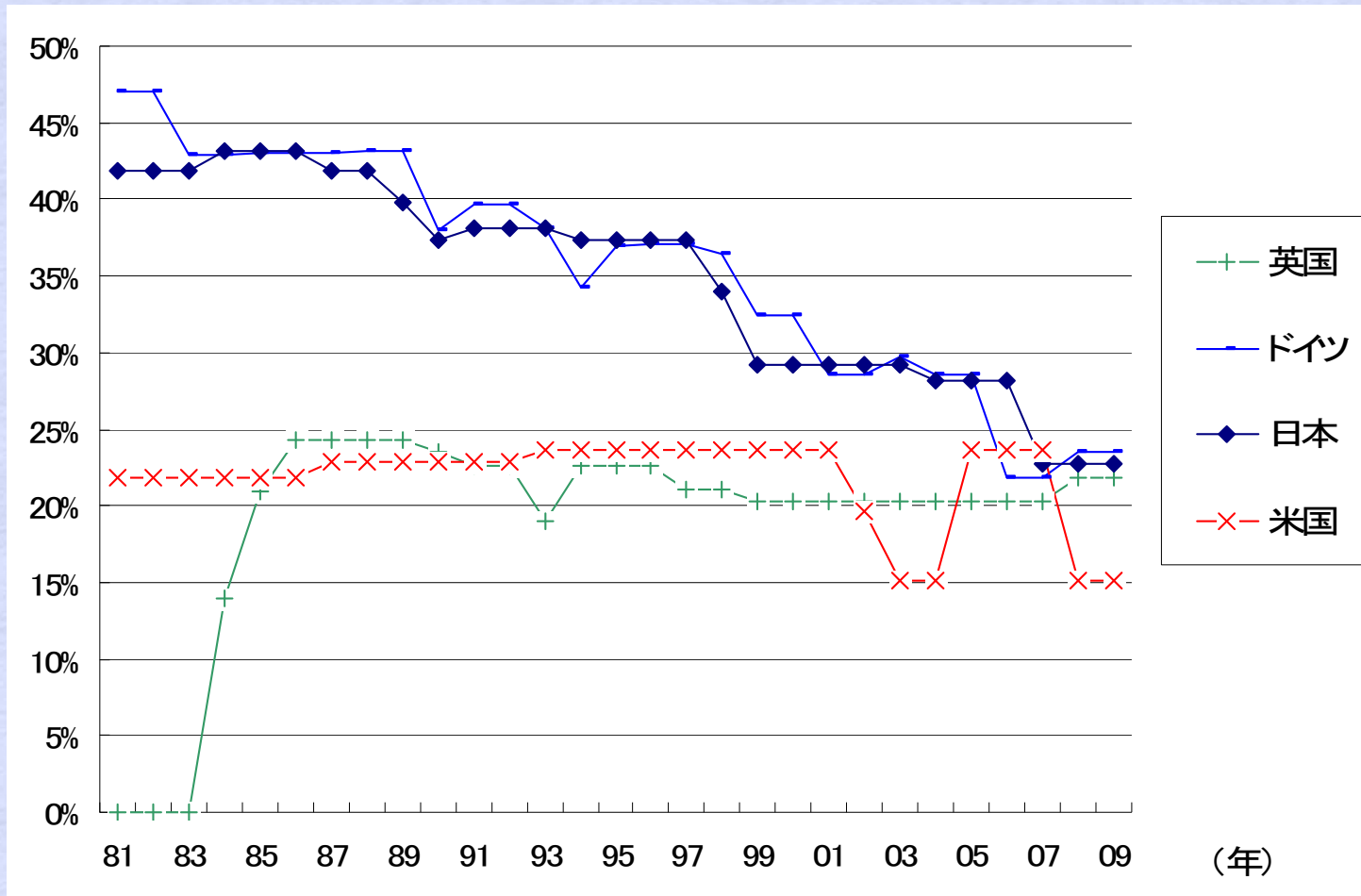


図表6 EATR(機械設備)



(注) 超過収益が10%のケース。

図表9 EMTRの推移(機械設備)



図表 3.1 : 限界実効税率と平均実効税率

法定税率 τ		
実効税率	限界	$METR = \frac{\hat{c} - (r + \delta)}{r + \delta}$
	平均	$AETR = \frac{1}{R - \delta} \left(\tau R - (\hat{r} + \delta) \left[\sigma + \tau \frac{\alpha}{\alpha + \hat{r}} \right] \right)$
資本コスト		$\hat{c} = \frac{\hat{r} + \delta}{1 - \tau} \left(1 - \sigma - \frac{\tau \alpha}{r + \alpha} \right)$
法定減価償却控除・投資 税額控除の現在価値		$\frac{\tau \alpha}{\rho + \alpha}$
資金調達	負債	$\hat{r} = (1 - \tau)r$
	株式	$\hat{r} = r$

(注) 個人所得税は含まない

「ミード」報告(1978)

- ◆ 所得課税から消費(支出)課税への転換
- ◆ 法人課税改革=キャッシュ・フロー課税
- ◆ 経済効果:
 - 投資の実効「限界」税率=0
 - 異なる資金調達(新株発行・借入)に対する税制の偏り(配当=課税、利払い=非課税)を解消

⇒投資規模、ファイナンスに対する税の「中立性」の確保

二つの「キャッシュ・フロー」

- ◆ Rベース＝実物取引に関わるキャッシュ・フロー
- ◆ R+Fベース＝実物取引と金融取引に関わるキャッシュ・フロー

	Rベース	R+Fベース
キャッシュ・フロー(+)	財貨・サービスの売却	Rベース +借入
キャッシュ・フロー(-)	借入原材料・賃金、固定資産への支払い	Rベース +借入の元利払い
実物取引と金融取引の区別	あり	なし
借入と株式の区別	なし	あり

法人税改革と「税等価」

- ◆ 「ミード報告」はキャッシュフロー課税 ($S=R+F$ ベース) を提言
⇒投資支出への還付金(負の税額)
 税金の安定性の問題
- ◆ マイリースレビュー ⇒キャッシュフローと「税等価」
 - ① $R+F$ ベース = ACE (ACE (Allowance for Corporate Equity))
 - ② R ベース = 仕向地主義 (VAT型) キャッシュフロー課税
- ◆ 「税等価」 = 異なった制度で同じ経済効果

ACE (Allowance for Corporate Equity)

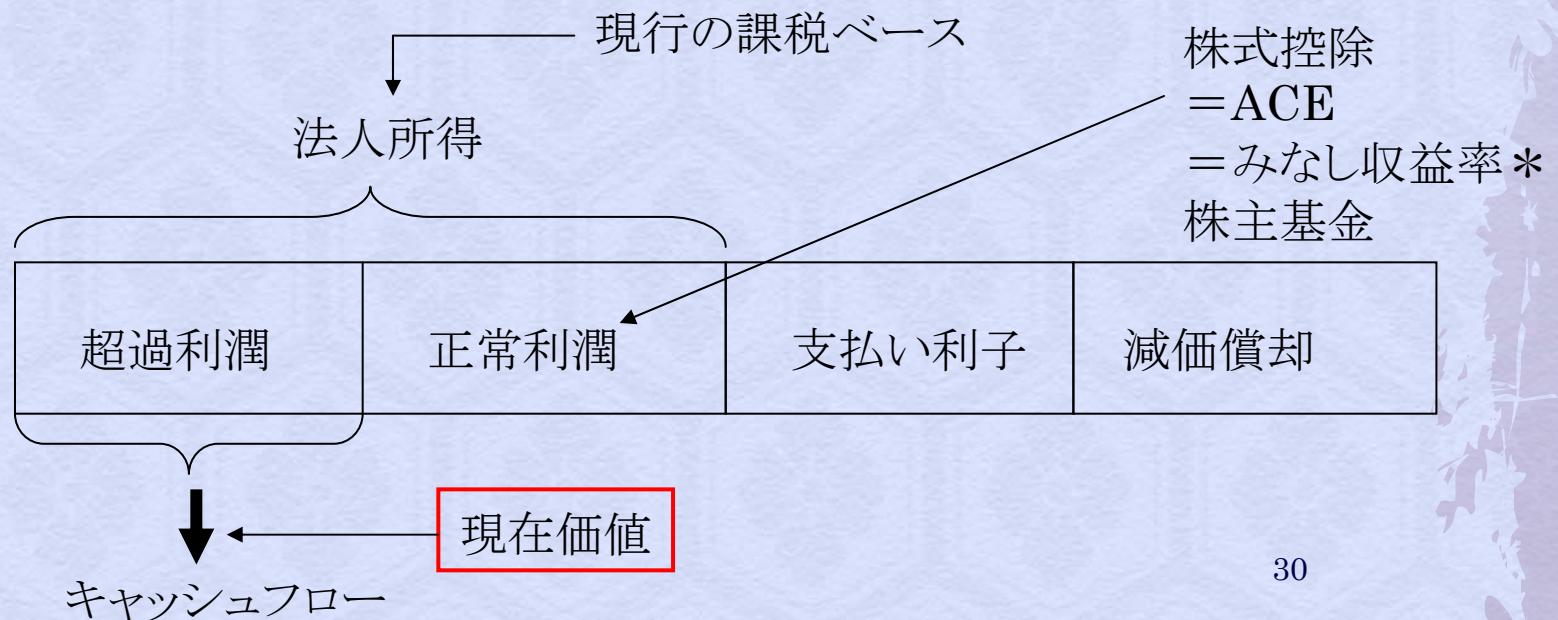
- ◆ 課税ベース

= 収入 - 貸金 - 法定減価償却 - 利払い - みなし収益率 * 株主基金

= 通常の法人所得 - みなし収益率 * 株主基金

= 超過利潤に相当 ⇒ 現在価値で見れば R+F 型キャッシュフロー

- ◆ ① 法人税率が一定、② 控除が確実であれば、企業にとって ACE はリスクのないキャッシュフロー ⇒ みなし収益率 = 安全資産利子率 = 企業の割引率



超過利潤とは？

- ◆ 経済学上の利潤＝超過利潤
≠ 会計上の利潤＝超過利潤＋正常利潤
- ◆ 超過利潤(経済的レント)＝正常利潤を超えた利益(投資家にとっては「ボーナス」)
 - ⇒ リスク・プレミアム、経営資源(例:技術力)、投資先特有のレント(例:市場へのアクセス)を反映
 - ⇒ 超過利潤課税は投資に影響しない

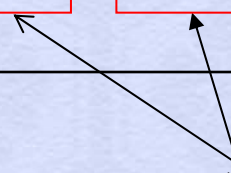
留意:「正常利潤」を推計する必要あり(超過利潤は残余)⇒ACE

参考：ACEの計算

今期の株主基金				
(+) 前期の株主資金	新株発行			→ 投資-借入
	前期の課税所得 +ACE	(-)	減価償却	}
		(+)	企業収益	
(-) 税額 純配当支払い				} 内部留保に相当

参考：ACEとキャッシュフロー

	ACE
利払い	課税所得から控除
課税ベース	$Y = R - iB - zK - rE$
株主基金の変化	$\Delta E = I - zK - \Delta B$ $\Rightarrow Y = R - I + (\Delta B - iB) + \Delta E - rE$
キャッシュ・フロー	R+F=Sベース



 現在価値
 = ゼロ

ACEの特徴

- ◆ 借入の対する課税 = $R+F$ ベース(キャッシュフロー課税)
 - ー借入 $\uparrow \Rightarrow$ 来期以降の株主基金 $\downarrow \Rightarrow$ 来期以降の課税 \uparrow
 - ー将来の利払い $\uparrow \Rightarrow$ 来期以降の課税 \downarrow
- ◆ 課税上の(法定)減価償却の影響を受けない
 - ー今期の減価償却(例:加速度償却) \uparrow
 - \Rightarrow 法人課税所得 $\downarrow \Rightarrow$ 今期の課税 \downarrow
 - \Rightarrow 来期以降の株主基金 $\downarrow \Rightarrow$ 来期以降の課税 \uparrow
- ◆ 時間を通じて影響を相殺 = 限界税率ゼロを確保
- ◆ 参考:インフレの影響も受けない

導入例

国	期間	株式基金	みなし収益率	備考	法人税率
オーストリア	2000～04	(改革後)新規株式の帳簿価格	公債流通利回り+0.8%	みなし収益に軽減税率(25%)	34%
ベルギー	2006～	帳簿価格	過去2年間の公債利回り平均	みなし収益控除	34%
ブラジル	1996～	帳簿価格	長期金利	みなし収益を上限に配当支払い控除	30.7%
クロアチア	1994-2000	帳簿価格	5%プラス工業製品インフレ率	みなし収益控除	35%
イタリア	1997-2003	(改革後)新規株式の帳簿価格	7%(1997～2000) 6%(2001)	正常利潤部分に軽減税率(19%)	37%

源泉地主義課税としてのACE

- ◆ ACEは原則、源泉地主義課税
⇒経済的レント(超過利潤)は生産地に帰属
- ◆ 株式控除(ACE)控除分、法人税の課税ベースが狭くなる
⇒法人税から一定税収を確保するには法人税率の引き上げが必要
⇒企業の立地選択、海外投資を阻害しかねない
- ◆ 源泉地主義課税の問題
 - 一 租税競争
 - 一 利益移転の誘因

は是正されない。

参考：課税原則の選択

- ◆ どこで課税を行うか？
 - (1) 居住地主義 (世界所得課税)
 - (2) 源泉地主義 (国外所得免除方式)
 - (3) 仕向地主義 (最終消費地課税)
- ◆ 居住地主義は「理想的」だが、厳密な実施は不可能 (海外子会社に利益留保など) ⇒ 実態は既に源泉地主義課税
- ◆ 一方、グローバル化に伴い生産活動の「源泉地」を特定化することも、ますます困難 (例: 研究開発の費用配分)
⇒ 多国籍企業による利益移転を誘発
- ◆ グローバル化に対して中立的な課税原則としての仕向地主義課税

仕向地主義型キャッシュフロー課税

- ◆ 「最終消費地」におけるキャッシュフロー課税⇒国内市場から上がる収益のみに課税
- ◆ 執行は付加価値税(消費税)と同様
- ◆ 課税ベース
 - = 付加価値(消費税の課税ベース) - 賃金
 - = Rベース型キャッシュフロー
 - = 配当・支払利子など金融取引は含まない

	仕向地主義課税	利益移転の誘因
輸出	非課税	海外子会社への中間財輸出の価格を引き下げて課税所得を圧縮する誘因は解消
輸入	課税	海外子会社からの中間財輸入の価格を引き上げて課税所得を圧縮する誘因は解消

仕向地主義型キャッシュフロー課税

- ◆ 法人税率は企業の「立地選択」に影響しない
 - －国内で生産し、海外に輸出⇒非課税
 - －海外拠点で生産し、国内に輸入⇒課税
- ◆ 法人税の帰着は概ね「消費税」(付加価値税)と同値
 - ⇒法人所得課税を実質的に国内消費課税に転換
 - ⇒法人税を国際市場(競争力)から遮断
- ◆ ただし、①海外からは「輸出補助金」(輸出が非課税)とみなされる、②海外企業が国内で払った法人税が「外国税額控除」の対象にならない(法人課税と見なされない)可能性あり。
- ◆ 輸出企業への税還付
 - ⇒他の税(社会保険料(雇用主負担))と相殺？

二つの法人税改革案(まとめ)

	ACE	仕向地主義課税
課税対象	超過利潤(レント)	
税収の帰属	源泉地主義	最終消費地
課税ベース	法人所得(現行)一株主 資金×みなし収益率	付加価値(VAT)一賃金
利払い	控除	控除せず
限界実効税率	ゼロ	ゼロ
キャッシュ・フロー	R+F	R
税収確保	既存の法人税よりも課税ベースが小さくなる(政策減 税分を除く)ため税率の引き上げが必要	
重視する誘因効果	投資選択+資金調達	+立地選択

改革の選択肢

課税地 \ 課税ベース	正常利潤		支払い利子	
	課税	控除	課税	控除
居住地主義	現行制度			現行制度
源泉地主義	CBIT	ACE	CBIT	ACE
仕向地(最終消費地)主義	キャッシュ・フロー課税			

他の選択肢:CBIT

- ◆ CBIT＝借入、配当に対して「等しく」課税⇒借入・新株発行の選択に対して課税は中立的
- ◆ 「閉鎖経済」であれば、法人段階で資本所得(配当・利子)課税を完結させることは可能
- ◆ CBITの税率＝個人所得税の「最高」税率⇒オーナー経営者(Active shareholders)による労働所得から資本所得への転換の誘因を排除
- ◆ 「開放経済」においては借入の資本コストを引き上げ⇒特に海外投資家にとって収益率が低下⇒海外資本の減少

マーリース・レビューの結論

- ◆ 法定税率は現行水準のままにACEの導入
- ◆ 法人税の減収はやむを得ない
- ◆ 法人税、VATを含む他の税目間での税率比率(タックス・ミックス)の見直し

Business Taxes in the Mirrlees Review

Steve Bond –University of Oxford

July 3, 2010

税制改革の方向性

あるべき税制改革

- ◆ 法人企業の選択(誘因)に対して中立的な税制の構築

ただし

- －企業の選択は多様
- －法人段階で中立化

- ◆ 法人実効税率(平均・限界)の軽減
 - －法定(表面)税率の引き下げ
 - －政策税制の活用

⇒ 特定産業・企業をターゲットにした改革ではなく、「幅広く」減税することで成長・投資の機会を拡大＝法定税率の引き下げ

税の中立性

		ACE	CBIT	VAT型仕向地主義 キャッシュフロー法人税
課税原則		源泉地主義	源泉地主義	仕向地主義
現 行 の 法 人 税 に 対 す る 批 判	批判1: 投資への中立性(資本コストへの影響)	○	×	○
	批判2: 株式調達と負債調達(支払利子控除による負債調達の優遇)	○	○	○
	批判3: 法人段階と個人段階に対する二重課税(配当)	○	○	○
	批判4: 新株発行と内部留保(実現したキャピタルゲインと未実現のキャピタルゲインの中立性)	○	○	○
	批判5: 組織形態に与える影響	○	○	○
	批判6: 国際的な経済活動に対する中立性	×	×	○
金融取引と実物取引の区別の必要性		不必要	不必要	必要
株式と債券の区別の必要性		必要	不必要	不必要

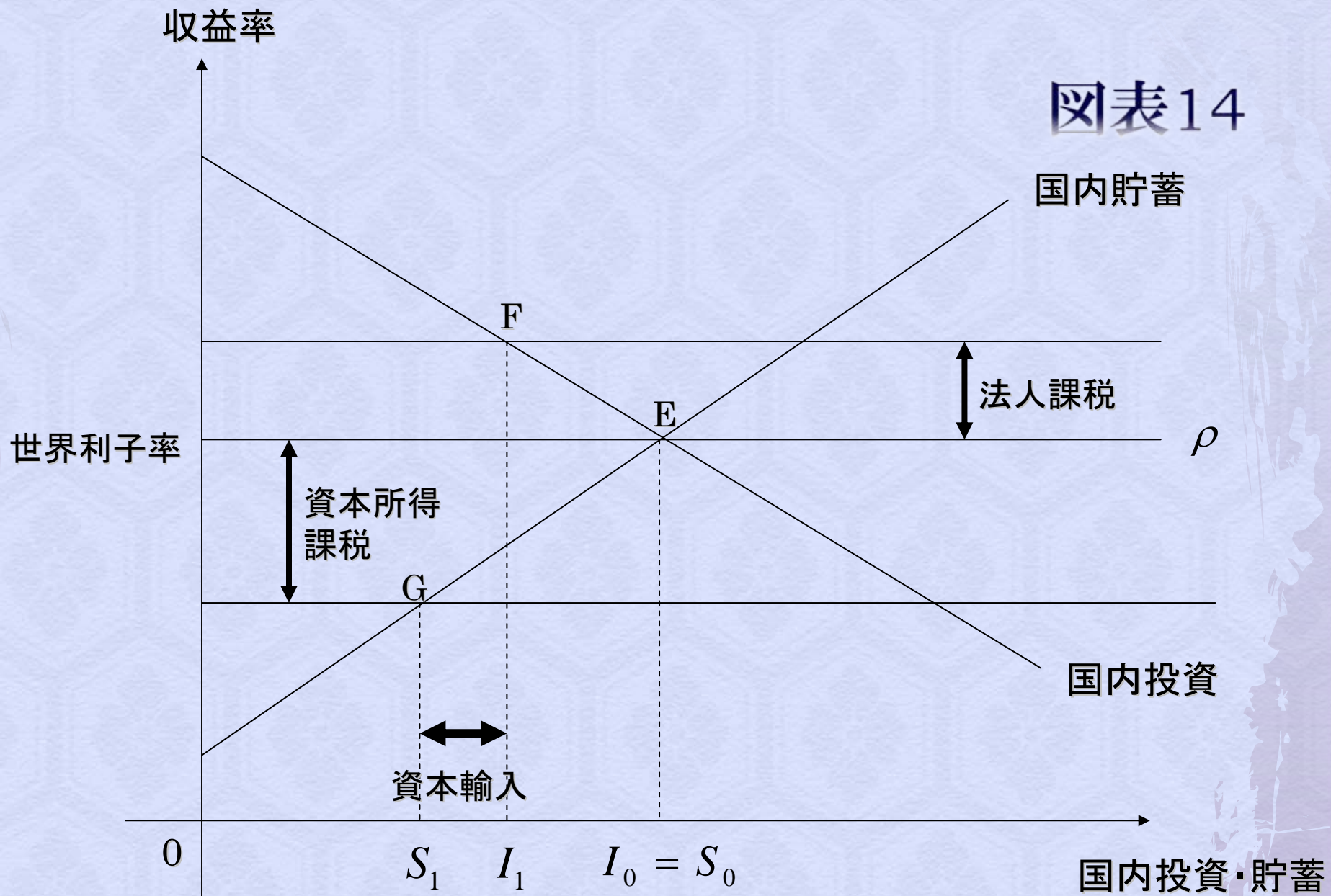
グローバル化と配当への二重課税

- ◆ 現状認識＝資本の国際間自由移動に伴い国内貯蓄と国内投資のリンクが失われている。
- ◆ 従来の配当税額控除・インピュテーションは「個人段階」で二重課税を調整(国内企業に投資する国内投資家を対象)
- ◆ 資金調達への「中立性」には個人＋法人ではなく、法人段階で負債と内部留保、株式の資本コストの均一化が必要

	現行制度	CBIT	ACE
配当	X	X	O
利払い	O	X	O

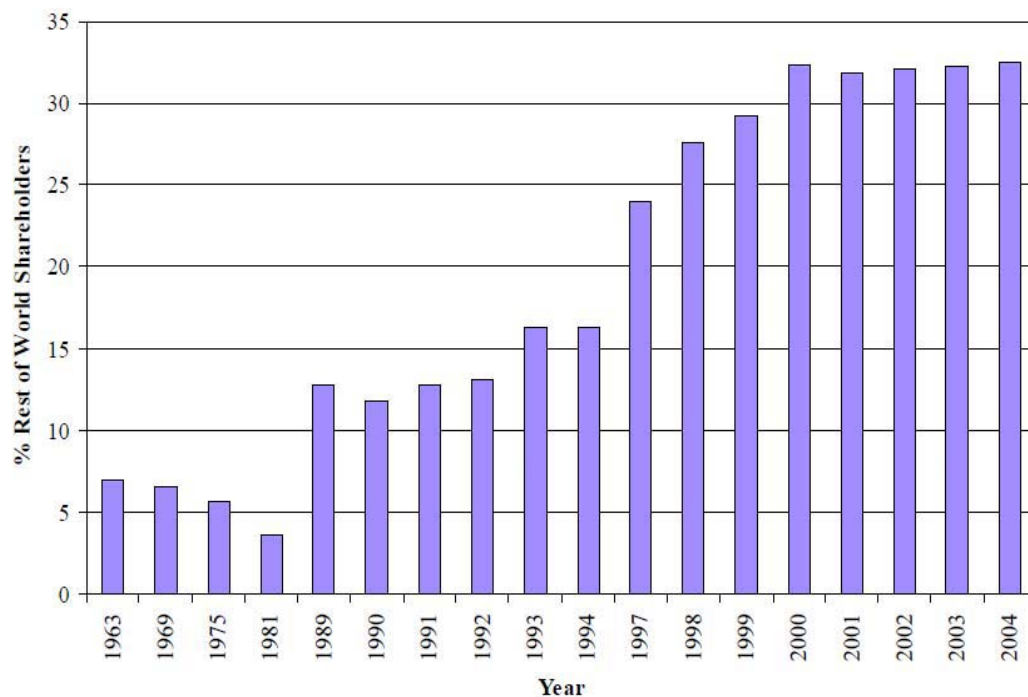
O＝控除、X＝控除しない

図表14



外国資本比率の増加

Figure 7. Ownership of UK listed shares by Rest of the World



Note: Figure shows % of UK listed ordinary shares owned by Rest of World. UK offshore islands were re-classified to RoW in 1997

Source: ONS, Share Ownership 2004.

参考：資本所得の課税段階

	法人段階で課税		個人段階で課税	
	正常収益	超過収益	正常収益	超過収益
①現行の法人税+配当・キャピタルゲイン税（クラシカル方式）	○	○	○	○
②キャッシュフロー法人税+配当・キャピタルゲイン税	×	○	○	○
③CBIT	○	○	×	×
④二元的所得税（Cnossen, 2000）	○	○	×	×
⑤二元的所得税+SIT（2006年以降のノルウェー）	○	○	×	○
⑥ACE型法人税+配当・キャピタルゲイン税（マーリーズレビュー「ACE+二元的所得税」案）	×	○	○	○
⑦ACE型法人税+SIT（マーリーズレビュー「消費課税」案）	×	○	×	○

(注) ○は課税、×は非課税。
 (資料) みずほ総合研究所作成。

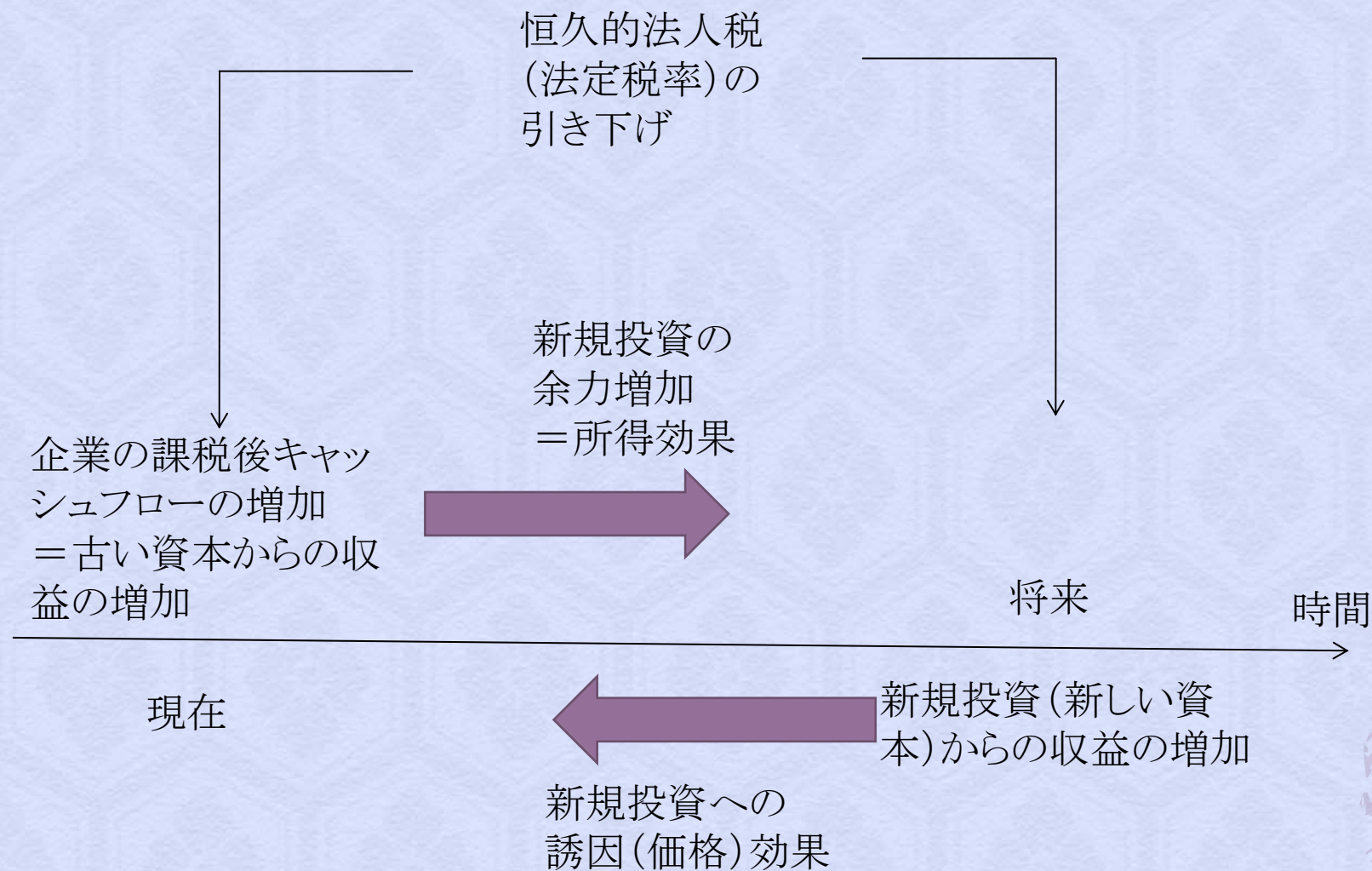
新しい資本と古い資本

	法人税率の軽減
古い資本	• 企業の課税後キャッシュフローの増加 = 所得効果 • Windfall gain = 再分配効果
新しい資本	将来投資からの課税後収益率の向上 = 価格効果 ⇒ 投資を喚起



- ◆ 法人税減税の狙いは新しい資本 (= 新規投資・立地) の誘因づけ

新しい資本と古い資本(その2)



図表6

キャッシュフローの増加 +21兆円 (2004年～06年)	現金等として企業内で留保		+0.9兆円
	新規投資関係	設備投資	+8.7兆円
		研究開発	+1.3兆円
	労働者・株主へ還元	従業員給与等	+2.1兆円
		配当等	+2.4兆円
	法人税等		+2.9兆円
	債務返済・利払い		-3.5兆円
	その他の支出(株式取得等)		+6.2兆円

政策税制？

- ◆ 規範＝成長分野をターゲットにした優遇措置
⇔実態＝制度の複雑化・不透明化・既得権益化？
- ◆ 「租税特別措置をゼロベースから見直し、整理合理化を進める」(政府税制調査会(2009年12月))
⇒ 政策税制は合理性を見いだせる範囲に限定

図表 11：一般税制度と租税特別措置の棲み分け

		原則	留意点
一般税制度		中立性	普遍性・一般性
政策税制	恒久措置	市場の失敗の矯正等	一般法の枠内にも既定可能
	時限措置		「租税特別措置」

法人税率の引き下げと課税ベースの拡大

- ◆ 法定税率を下げ、減価償却・特別措置等の縮減で課税ベースを拡大するのが世界の法人税改革の潮流
- ◆ 我が国でも課税ベースの拡大が法人税率引き下げの前提
⇒ただし、企業の実効税率を上げない範囲

図表 5 主要国における減価償却制度の改正

	法定税率の改正	減価償却制度の改正
日本 1998年 1999年 2007年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 50%→46%。 ・ 46%→41%。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物の償却方法を SL 法に一本化。法定耐用年数は 1～2 割短縮。 ・ 減価償却限度額：95%→ほぼ 100%。 ・ 機械設備の減価償却：200%DB→250%DB。
英 2008年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 30%→28%。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機械設備の償却率：25%→20%。5 万ポンドまで 100%の償却を認める年間投資償却制度の導入。 ・ 産業用建物の償却率：4%から段階的にゼロ（2011 年度）へ。
ドイツ 2006年 2008年 2009年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 38%→30%。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機械設備の償却率：20%→30%（07 年まで）。 ・ 機械設備が定額法に一本化（耐用年数 8 年の機械設備の償却率が 30%から 12.5%に縮小）。 ・ 機械設備に関する償却率 25%の DB 法（10 年までの時限措置）。

（資料）みずほ総合研究所作成

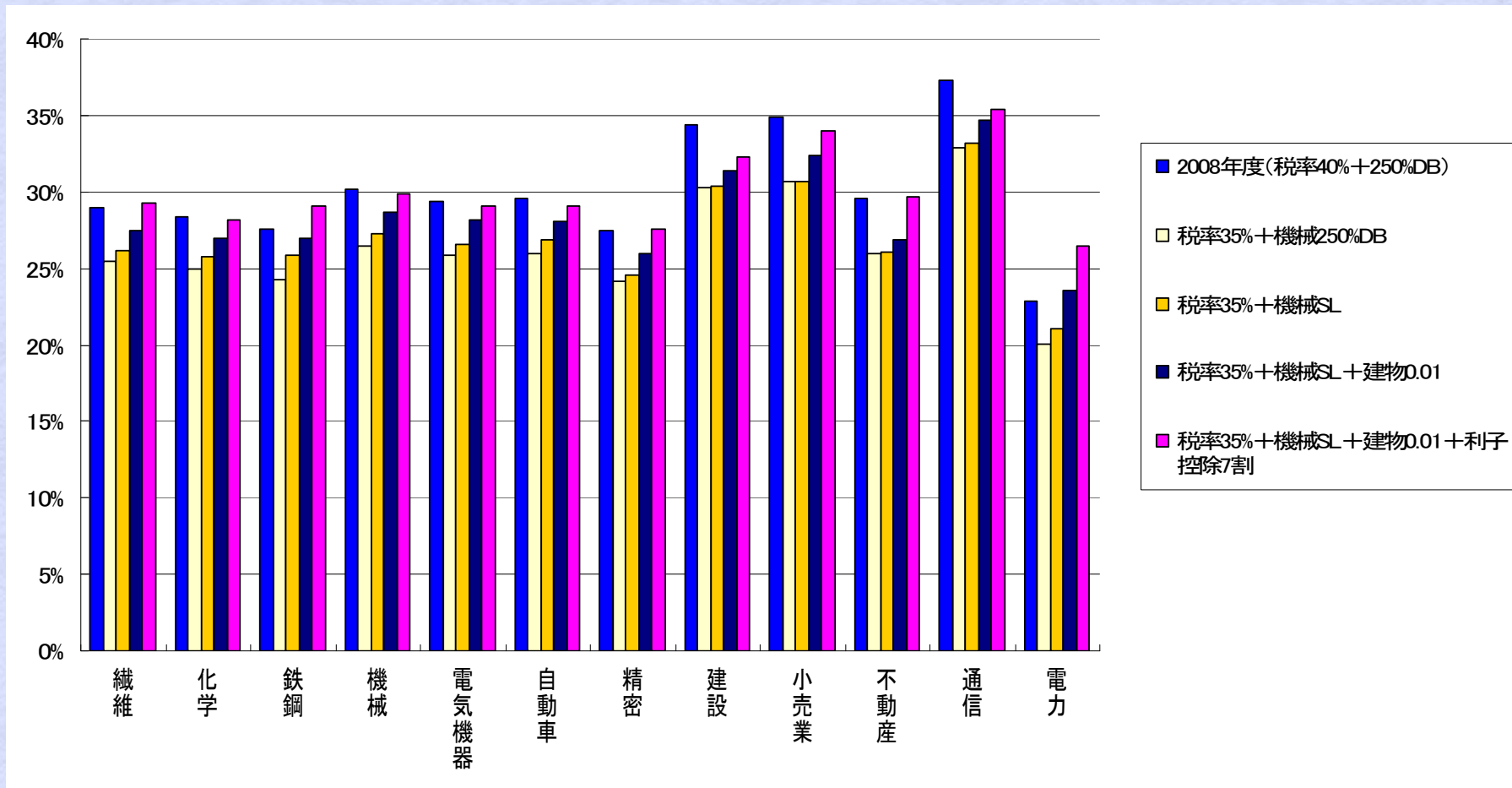
図表 2 税率と課税ベースの違いによる日本の EATR の変化

税率	26%	28%	30%	35%	40%
PDV					
60% (償却率 10%)	25%	26%	28%	—	—
68% (償却率 20%)	22%	24% (英国、ノル ウェー)	26% (ドイツ)	—	—
73% (償却率 25%、06 年度までの日本)	21% (フィンランド)	22%	24%	—	—
78% (償却率 30%)	19% (スウェーデン)	21%	22%	—	—
80% (償却率 31.3%)	19%	20%	22%	25%	29% (日本)
83% (30%特別償却)	—	—	—	—	28%
88% (50%特別償却)	—	—	—	—	25% (米国)
100% (キャッシュフロ ー法人税)	—	14%	—	—	20%

(注) 償却率は、DB 法の場合。超過収益が 10% の場合。

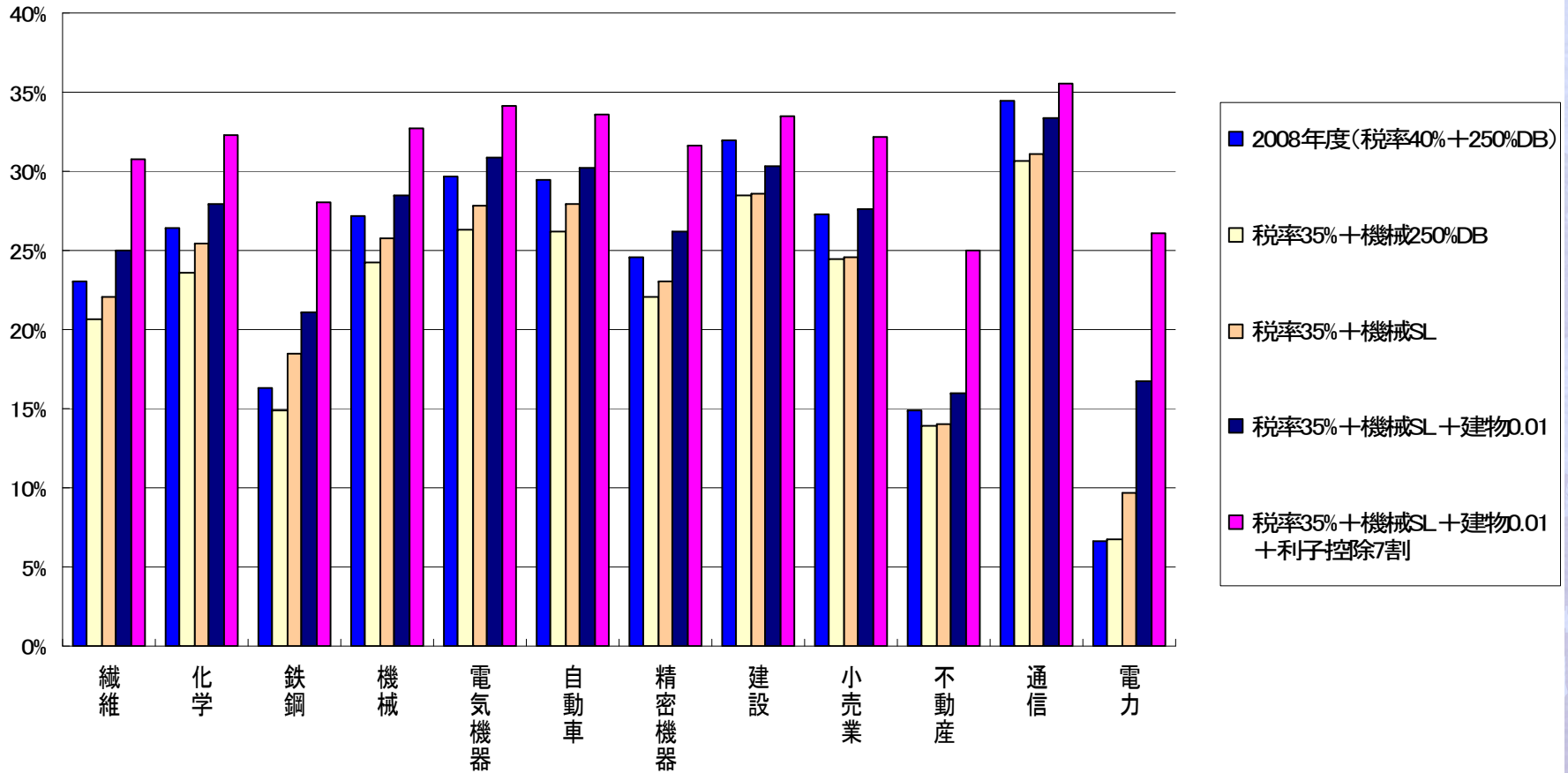
(資料) みずほ総合研究所作成。

図表6 「税率引き下げ(35%) + 課税ベース拡大」 後のEATR



(資料) みずほ総合研究所作成。

図表9 「税率引き下げ(35%) + 課税ベース拡大」後のEMTR



税率比較(稅收中立)

《製造業》

資本金額	現行法人税率	C B I T	A C E
全 体	36.44%	33.50%	59.51%
5,000 万円～1 億円未滿	45.51%	38.85%	75.85%
1 億円～1 0 億円未滿	42.22%	38.37%	56.71%
1 0 億円超	33.48%	31.91%	59.93%

《非製造業》

資本金額	現行法人税率	C B I T	A C E
全 体	40.99%	31.90%	57.39%
5,000 万円～1 億円未滿	44.39%	35.37%	52.54%
1 億円～1 0 億円未滿	46.57%	35.57%	73.36%
1 0 億円超	29.89%	25.12%	44.52%

製造業 2007年度

企業名	トヨタ自動車	ソニー	キヤノン	三菱重工業
現行法人税課税ベース (百万円) ☆	1,205,072	419,197	532,557	41,193
現行法人税額B (百万円)	399,300	107,798	202,198	33,484
CBIT				
ネット支払利子	▲53,297	4,540	▲3,339	12,376
課税ベース=☆+ネット支払利子	1,151,775	423,737	529,218	53,569
Bに見合う税率 (%)	34.67	25.44	38.21	62.51
ACE				
株式控除	104,801	38,076	28,302	16,244
課税ベース=☆-株式控除	1,100,271	390,021	504,255	24,949
Bに見合う税率 (%)	36.29	27.63	40.10	142.28
BAT				
課税ベース=	1,511,531	322,301	482,712	431,324
企業収益 (営業利益)	1,108,600	140,209	533,941	94,919
+賃金	839,151	197,610	194,940	336,700
-投資	382,924	20,058	242,830	12,671
-金融収益	53,297	▲4,540	3,339	▲12,376
Bに見合う税率 (%)	26.41	33.45	41.89	8.23

参考：ACEの算出

ACEの課税ベース
＝現行法人税の課税ベース－株式控除＊株式控除
＝株主基金×帰属利子率

- ・株主基金＝当期末株主資本合計額（B/S）
- ・帰属利子率＝中期国債（10年）金利 1.5％と仮置き

新しい経済環境

◆ 曖昧になりつつある4つの境界線

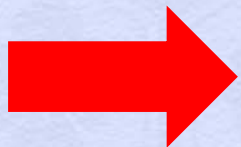
－ 国の境界性⇒生産地、居住地の特定化が困難

－ 負債と株式の境界⇒ハイブリット金融商品の発展

－ 実物取引と金融取引の境界

－ 法人と非法人の境界⇒事業体の多様化

－ 労働所得と資本所得の境界線⇒所得分類の変更



新しい経済環境に対応した法人税制の構築

大統領税制諮問委員会報告書(2005年)

法人課税に関する現行制度と改革案の比較

	現行税制	簡素な所得税制案		成長及び投資税制案
		大企業	中小企業	
年間売上規模 (過去3年間の平均)	—	1000万ドル超	1000万ドル以下	—
法人税率	35%	31.5%		30%
代替ミニマム税	税率: 20% 基礎控除: 40,000ドル	廃止		
事業体の取扱い	チェック・ザ・ボックス規則やS法人制度により、多くの事業体が構成員課税を選択できる	組織形態に関わらず法人課税	パートナーシップ等の取扱いについて、ルールの一統化を図るべきとしているものの、具体案は示していない。	個人事業主を除き、一律税率30%で課税
減価償却	機械設備: 6類型 建物: 2類型 等 小規模事業者については最大10.5万ドル(2005年)の即時償却枠有り	4類型に簡素化 個別資産ごとに管理	4類型に簡素化 但し、売上規模100万ドル未満の小企業は土地・建物を除き即時償却	土地・建物を含めて全て即時償却
利子の取扱い (金融機関以外)	受取利子: 課税 支払利子: 損金算入	受取利子: 課税 支払利子: 損金算入		受取利子: 非課税 支払利子: 損金不算入
租税特別措置	多様な租税特別措置が存在 ・試験研究費税額控除 ・国内製造所得に係る控除制度 等	原則として全て廃止 (支払地方税額についても損金不算入)		
国際租税	全世界所得方式 ・国外源泉所得も課税対象(外国税額控除により調整)	国外所得免除方式 ・実質的な事業活動による国外源泉所得は課税しない		仕向け地課税方式 ・輸出品は、製造コストに係る法人税額を輸出時に還付。 ・輸入品は、損金不算入又は輸入時に課税

(出所) 政府税調資料

参考：4つの境界線への対応

	マイリースレビュー論文
居住地・生産地の境界線が曖昧	「仕向地主義」を視野に入れた法人税改革
負債と株式の境界	(Rベース) キャッシュフロー課税へ？
実物取引と金融取引の境界	F+Rベース課税(ACE)？
法人と非法人	事業(企業)課税の一元化
労働所得と資本所得	ASE(SIT)

法人税改革の在り方

従来の税制改革

- ◆ 狭い税収中立＝法人税収一定の制約
 - ⇒ 法人税率の引き下げに合わせた課税ベースの拡大
 - ⇒ 「実効税率」を引き上げ？
- ◆ 個別税目ごとに改革
 - ⇒ 税収制約・再分配機能を税目ごとに要請
- ◆ 対症療法的改革＝改革へのビジョンの欠如

改革の原則

- ◆ 包括的視点からの税制改革＝「全体最適」
⇒パッケージとしての税制改革
- ◆ 資本課税(法人・個人)全体で税収中立・再分配機能
⇒法人税と合わせた個人所得税の再構築
- ◆ 税制改革の工程表(ロード・マップ)
⇒ 直近の改革と中長期的改革
- ◆ 中長期的には所得課税から消費課税(税等価)へ

パッケージとしての税制改革

- ◆ 税制改革は法人税で自己完結させない≠狭い税収中立
- ◆ 個人所得課税等と一体に税収・再分配機能を維持

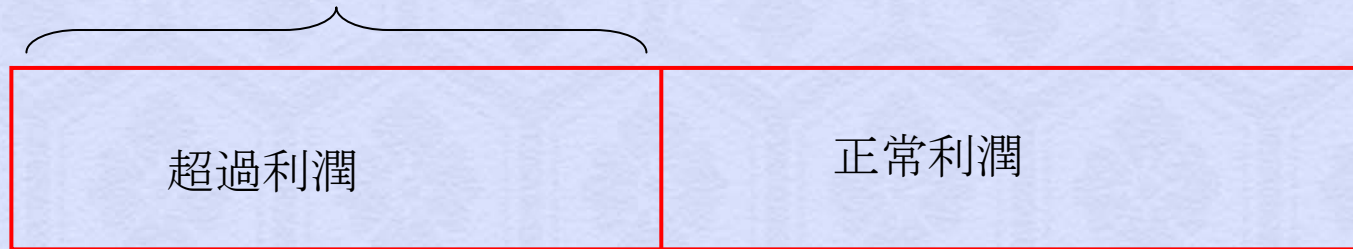
ドイツにおける税制改革のパッケージ

[パッケージ]

- ①2007年
 - ・付加価値税率の引上げ(16%→19%)
→ 2/3は財政再建に、1/3は失業保険料の引下げに充当
 - ・所得税の最高税率の引上げ(42%→45%)
- ②2008年
 - ・法人実効税率の引下げ(約39%→30%)
 - ・併せて、定率償却制度の廃止等、課税ベースの拡大
→ 下記③と合わせて法人税減収額の5/6を補填【ネット減税】
- ③2009年
 - ・金融所得に対する源泉分離課税(税率25%)の導入

資本所得課税の再構築？

経営資源・リスク、レント



企業(事業体)	課税 $ACE = R + F$ ベース $ACC = R$ ベース	非課税
個人	金融所得一体課税(損益通算産)	
	累進課税(ASE) =再分配・リスクシェア	

二元的所得税

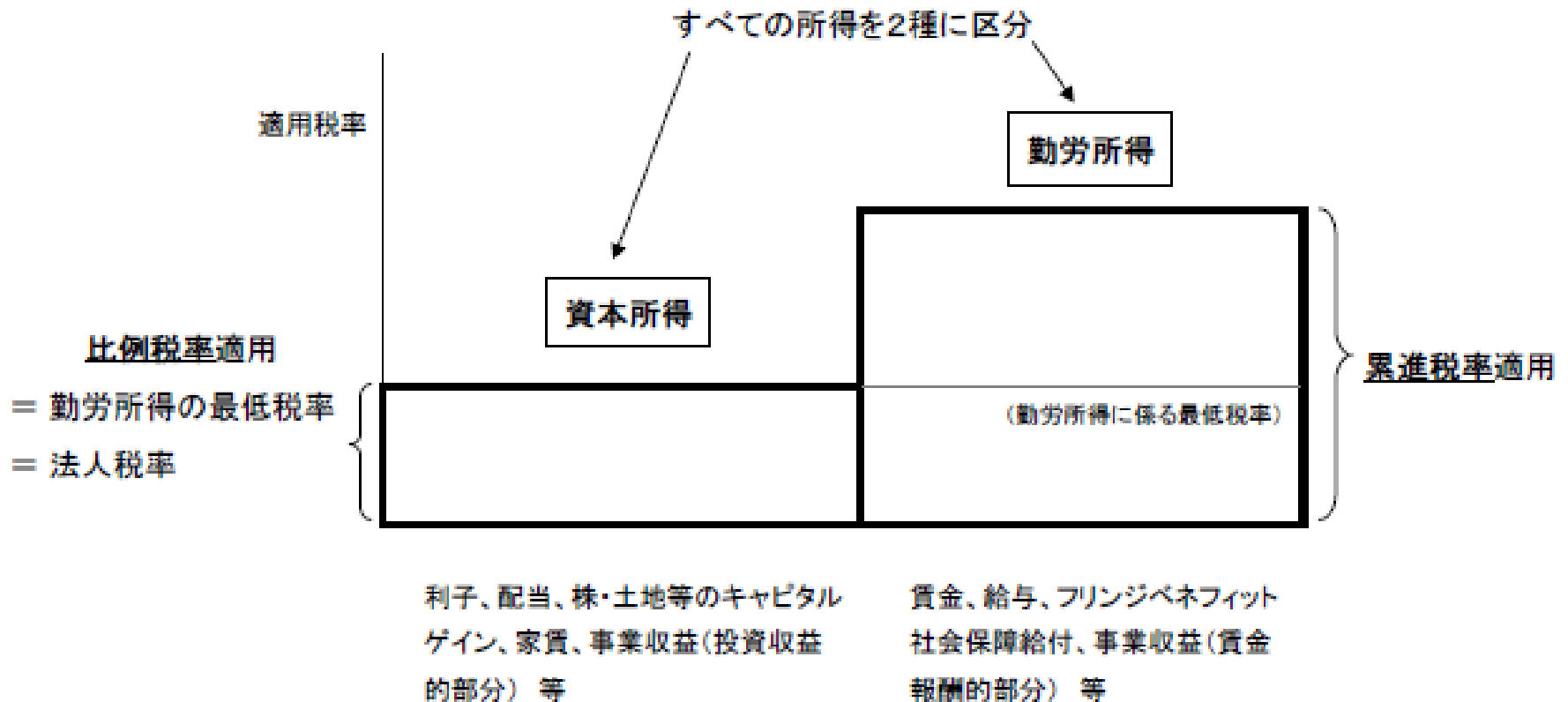


Table 1. Characterising capital income tax systems

Location of tax base	Type of income subject to business tax		
	Full return to equity	Full return to capital	Rent
Source country	1. Conventional corporate income tax with exemption of foreign source income	4. Dual income tax 5. Comprehensive Business Income Tax	6. Corporation tax with an Allowance for Corporate Equity 7. Source-based cash flow corporation tax
Residence country (corporate shareholders)	2. Residence-base corporate income tax with a credit for foreign taxes		
Residence country (personal shareholders)	3. Residence-based shareholder tax		
Destination country (final consumption)			8. Full destination-based cash flow tax 9. VAT-type destination-based cash flow tax

The diagram consists of five black arrows originating from the center of cell 2 (Residence country (corporate shareholders) / 2. Residence-base corporate income tax with a credit for foreign taxes). The arrows point to the following cells:

- Arrow 1: Points to cell 4 (Dual income tax).
- Arrow 2: Points to cell 5 (Comprehensive Business Income Tax).
- Arrow 3: Points to cell 6 (Corporation tax with an Allowance for Corporate Equity).
- Arrow 4: Points to cell 7 (Source-based cash flow corporation tax).
- Arrow 5: Points to cell 9 (VAT-type destination-based cash flow tax).

税制改革のステップ

- ◆ ①既存の租税特別措置の縮減等による国の法人税率5%の引き下げ(金融・資本所得課税改革)
- ◆ ②地方法人課税の見直しを含む法定税率の更なる引き下げとタックス・ミックスの見直し
- ◆ ③課税ベースの消費課税(キャッシュフロー)化による実効税率(平均・限界)の軽減

マイルース・レビューからの示唆

- ◆ 税制の現状・課題について理論(ロジック)と実証(エビデンス)に基づく分析が不可欠
- ◆ 税制改革の包括的な「ビジョン」が必要
- ◆ 税制改革は「一日にして成らず」
- ◆ メッセージ:
 - (1) 所得課税から(税等価を含めて)消費課税へ
 - (2) ただし、一定の再分配は確保(相続税、個人所得税・還付付き税額控除の活用)
 - (3) 国内市場への課税の限定(課税を国際競争力から遮断)
⇒ 仕向地主義課税?

税制改革へのアイデア

- ◆ 新しい経済環境に対応した新しい税制の模索
- ◆ キャッシュ・フローの税等価
⇒「税等価」ACE・ACC、ASE (SIT)
- ◆ 仕向け地主義型キャッシュフロー課税(+税等価)
- ◆ 金融機関へのVAT(ゼロ税率、R+F課税、リバースチャージ等)
- ◆ 全体最適による税制のデザインが必要